

令和2年(ネ)第1349号 マイナンバー (個人番号) 利用差止等請求控訴事件

控訴人 関口 博ほか26名


被控訴人 国


## 第2 準備書面


令和4年5月11日


東京高等裁判所第11民事部 御中


被控訴人指定代理人


安 實 涼 子 


柴 田 唯 人 

木 村 公 一 


船 木 麻 央 

大 江 裕 貴 



澤 美 帆 

大 山 伊 知 郎 

定 光 貴 史 

後 藤 田 悠 人 

鹿 目 優 

清	水	理佳子	
脇	園	淳生	
白	井	智彦	
松	田	健司	
上	田	恭平	
井	上	裕章	
田	川	陽子	
瀧	口	健太	
高	橋	圭	
水	谷	直人	
平	間	將史	
知	念	良輝	
市	川	朝陽	

被控訴人は、本準備書面において、控訴人らの2022年（令和4年）2月16日付け準備書面(3)（以下「控訴人ら準備書面(3)」という。）における控訴人らの求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

## 第1 機構（地方公共団体情報システム機構（J-LIS））に関する求釈明（控訴人ら準備書面(3) 18ページ）について

### 1 求釈明①について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律19条1項は、「署名検証者（引用者注：同法17条4項）は、署名利用者（引用者注：同法2条4項）から当該署名利用者の署名利用者符号（引用者注：同項）を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書（引用者注：同法3条1項）の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が（中略）効力を失っていないこと（中略）を確認しなければならない。」と規定する。また、同法38条1項は、「利用者証明検証者（引用者注：同法36条2項）は、利用者証明利用者（引用者注：同法2条5項）が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号（引用者注：同項）を用いて行った電子利用者証明（引用者注：同条2項）に関して利用者証明用電子証明書（引用者注：同法22条1項）の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が（中略）効力を失っていないこと（中略）を確認しなければならない。」と規定する（以下、署名利用者又は利用者証明利用者を単に「利用者」と、署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を単に「電子証明書」とそれぞれいうことがある。）。

上記の各規定による確認をする方法としては、署名検証者又は利用者証明検証者が、機構から、あらかじめ、失効している電子証明書の発行の番号が記録されているリスト（以下「失効している電子証明書リスト」という。）の提供

を受けておき、利用者から提示された電子証明書の発行の番号が最新の失効している電子証明書リストに含まれていないかを照合するという方法又は利用者から提示された電子証明書の発行の番号について、都度機構に対し、失効しているか否かを照会するという方法がある。

そして、機構のデータベースには、後者の方法により電子証明書の発行の番号について失効の有無に係る照会があった場合にのみ、当該照会が行われたことに関する記録がされるだけであり、利用者が当該電子証明書を用いていかなるサービスを利用したのかといった利用履歴について記録、保存がされることはない。

したがって、控訴人らが控訴人ら準備書面(3)18ページで列挙する「どの医療機関を受診しているのか、どのネット通販サイトを利用しているのか、どの会社の店舗で商品を購入しているのか、その頻度等の情報」が、機構のデータベースに蓄積されていくことはない。

## 2 求釈明②について

前記1のとおり、機構のデータベースに利用履歴が保存されることはない。

## 3 求釈明③について

存在しない。

## 第2 委員会（個人情報保護委員会）に関する求釈明事項（控訴人ら準備書面(3)28及び29ページ）について

委員会は、従前から、マイナンバー法に基づく監視・監督の活動方針、検査計画等を定め、これに基づいて、個人番号を取り扱う国の行政機関等、地方公共団体等や事業者における番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の遵守状況を適正に監視・監督しており（令和3年5月14日付け「令和3年度個人情報保護委員会活動方針」（乙第58号証）11ない

し14ページ参照)、このことは、今後も変わるものではない。

そして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報保護に関する法律(乙第59号証)により、委員会の業務量が増大したとしても、この業務量の増大に必要な陣容面の拡充が図られていること(令和3年度末定員148名→令和4年度末定員195名;行政機関職員定員令(昭和44年政令第121号)第1条第2項)から、引き続き、個人番号の取扱いに関する監視・監督活動を適正に行っていくことができる。

控訴人らは、委員会の「定員は、令和2年度末定員139名から、令和3年度末定員148名、令和4年度末定員195名と増員しているが、これでは十分とはいえない。」、「これでは、政府の強力な「デジタル改革」等に対して、適切な監督機能を果たすことができないことは明らかであり、この点でも個人のプライバシーは、監督体制の面からも危険にさらされているといわなければならない。」(控訴人ら準備書面(3)27ページ)と主張するが、何ら根拠がない独自の見解に基づくものである。

その他の控訴人らの主張に照らしても、控訴人ら準備書面(3)28及び29ページの求釈明事項については、上記のほかに回答の要を認めない。

以上